

令和8年度「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業委託 募 集 要 項

1 趣旨

以下の概要を踏まえ、各事業の仕様書に基づき令和8年度「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業を実施します。

つきましては、令和8年度の当該事業について企画、実施していただく事業者を次のとおり募集します。

2 概要

県では、ひきこもり当事者とその家族のための相談窓口の設置や、サポート活動を行うNPOの活動支援等を行っており、ひきこもり当事者の社会参加支援を実施しています。しかし、自室から出られないひきこもり当事者はこうした支援を受けることが難しく、社会参加に繋がることが困難な状況です。

こうした背景から、自室で気軽に参加できる「メタバース(仮想空間)」を活用し、ひきこもり当事者を含めた青少年に向けて、多くの参加者を常態的に呼び込めるような仕掛け・工夫を施した空間を設置することで、ひきこもり当事者が安心して社会参加(他者との交流)が出来る居場所とするほか、居場所に参加したひきこもり当事者が、社会参加や就労に关心を持てるような内容のイベント等を実施することを目的に、令和5年度より「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業を実施しています。

3 業務内容

別添仕様書のとおり

4 委託金額の上限

24,910,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、別添仕様書3（1）ウ（カ）「県共生推進本部室との連携」に係る予算額は、上記委託金額の上限額の内、484,000円（消費税及び地方消費税を含む）を想定しています。

5 参加資格

応募する団体は、次のすべての要件を備えていることが必要となります。

- (1) 仕様書等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (2) 共同事業体の場合は、共同事業体の構成員が単独団体又は他の共同事業体の構成員として、本事業のプロポーザルに重複して参加していないこと。

6 スケジュール

(1) 参加意思表明書の受付	令和8年2月17日（火）正午まで（必着）
(2) 質問書の受付	令和8年2月17日（火）正午まで（必着）
(3) 質問に対する回答	令和8年2月20日（金）を目途に回答
(4) 企画提案書等の受付	令和8年3月2日（月）午後5時まで（必着）
(5) 企画提案書等審査会	令和8年3月下旬（予定） ※オンライン開催を予定、時間は未定

※提案事業者が3者を超えた場合、審査会前に書類審査を実施。（募集要項11-（2）を参照）

- (6) 提案者への結果通知 令和8年4月中旬頃（予定）

7 各提出書類について

参加に必要な提出書類の様式は、県ホームページ「かながわ電子入札共同システム」ウェブサイトまたは福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課のホームページからダウンロードしていただきか、福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課（神奈川県庁東庁舎4階）で入手してください。

かながわ電子入札共同システム <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

青少年課 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/index.html>

8 質問書の提出

この企画提案募集に関して質問がある場合は、次により受け付けます。

- (1) 提出書類

質問書（様式1）

- (2) 提出期日

令和8年2月17日（火）正午まで（必着）

- (3) 提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参のいずれかで、福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課へ御提出ください。電子メール、ファクシミリの場合は、未到着等の事故を防ぐため、送信後に電話で送付の旨を御連絡願います。持参の場合の受付時間は、平日の午前8時半から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

- (4) 質問に対する回答方法

提出された質問書の内容は集約し、令和8年2月20日（金）を目途に「かながわ電子入札共同システム」上で添付書類として登載しますので御確認ください。

9 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書を提出してください。

- (1) 提出書類

参加意思表明書（様式2）

- (2) 提出期日

令和8年2月17日（火）正午まで（必着）

- (3) 提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参のいずれかで、福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課へ御提出ください。電子メール、ファクシミリの場合は、未到着等の事故を防ぐため、送信後に電話で送付の旨を御連絡願います。持参の場合の受付時間は、平日の午前8時半から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

ア 提案者概要書（様式3）

・概要書への添付資料として、様式3の【添付資料】に記載のある資料提出を求めます。

なお、概要書の提出部数に関わらず、資料は各1部ずつご提出ください。

・共同事業体にあっては、共同事業体委任状（別紙様式1）及び共同事業体協定書（別

紙様式2)の提出を求めます。

イ 企画提案書(様式4)

企画提案の内容は、募集要項別添資料「提案を求める事項」を参照し、様式4にご記載ください。

ウ 事業見積書(様式5)

エ 誓約書(様式6)

オ 定款の写し(法人格を有しない場合は、団体規約等運営規約に相当するもの写し)

カ 企画提案書等の説明動画(任意)

(ア)本事業で使用するバーチャルプラットフォーム、ワールド、アバター、提案コンセプト、コンテンツ内容が分かる説明動画を提出することが出来ます。

(イ)動画の再生時間は3分以内とします。

(ウ)提出方法は電子データのみ、ファイル形式はmp4形式とします。

(2) 提出期日

令和8年3月2日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出形式

PDFデータ及び書面7部

※提出された書類は、原則として返却しません。

(4) 提出方法

PDFデータは電子メール、書面は持参又は郵送により提出してください。

未到着等の事故を防ぐため、電子メール送信後に電話で送付の旨を御連絡願います。

また、書面を持参する場合は、募集期間中の平日の午前8時半から正午まで及び午後1時から午後5時までを受付時間とします。

(5) 見積書提出にあたっての注意事項

提案金額は、委託期間中の当該業務に係る費用の見込み額とします。

11 審査について

(1) 評価項目及び基準

別表『令和8年度「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業委託 企画提案書の評価基準表』の基準により採点

<評価項目概要>

ア 事業実施方針

○事業目的・内容の理解度

イ 企画提案の内容

○バーチャルプラットフォーム及びワールド、アバターの仕様

○コンテンツの内容

○周知活動(プロモーション)

○参加人数及びアンケート調査など集計方法

○セキュリティ上の配慮

ウ 事業実施能力

○実施主体の組織体制・運営基盤

○メタバースを活用した活動実績

エ 費用対効果

○経費見積りの妥当性

(2) 企画提案書の審査方法(選定方法)

提出された企画提案書等について、要件等の書類審査及び審査会にてヒアリングを実施した上で採点し、審査員の合計点数が最も高い提案を最優秀提案者として採択します。

なお、参加意思表明書提出時点で提案事業者が3者を超えた場合、企画提案書等の提出資料をもとに、採点による書類審査を行います。その後、書類審査で合計得点が最も高い提案上位3者に審査会のご案内をさせていただきます。

3者を超えた場合の書類審査の結果及び審査会の詳細は、別途電子メールでご連絡させていただきます。

同点の提案があった場合、審査員の投票により決定します。

(3) 参加が無効となる場合

参加表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ その他本募集要項に違反すると認められたとき

(4) 審査結果の通知

令和8年4月中旬頃に通知します。

12 業務委託の契約手続き・委託料支払方法

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 発注者は、選定された最優秀提案者と契約を締結します。
- (2) 最優秀提案者が辞退等したときは、次の順位の提案者と契約します。
- (3) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったうえ、各自その1通を保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。

「電子契約の導入について」<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

- (4) 委託料の支払方法について、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととします。ただし、神奈川県財務規則第105条の規定に基づき、概算払を行う場合は、当該事業完了後に経費の精算が必要です。概算払を希望する場合は、その理由、支払時期、支払回数及び金額を協議のうえ、契約を締結します。また、概算払いの場合、本事業に係る資金管理は、自己資金管理用口座とは別の専用口座により行うこととします。

13 留意事項

- (1) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え、追加提出及び再提出は認めません。

- (3) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (4) 選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表します。
- (5) この企画提案募集は、令和8年度当初予算の契約準備行為として行うもので、審査の結果、契約を締結する場合には、予算の発効時以降に締結します。
- (6) 本委託事業に係る提案書の提出を行う者は、次のとおり誓約していただきます。
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 神奈川県の指名停止措置を受けていないこと。
 - ウ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしていない者であること。
 - エ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
 - オ 事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
 - ク 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含まないこと。

問合せ先・書類提出先

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部 青少年課企画グループ 担当 東
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 東庁舎4階
電話 045-210-3840（直通）
ファクシミリ 045-210-8841
電子メール seishonen.0214.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp